

料金の額及びその徴収期間

[1] 料金の額

一. 均一料金の額

(1) 通常料金の額

東京線(本文記1高速道路の路線名中、(1)から(19)、(21)から(23)、(25)のうち神奈川県川崎市川崎区浮島町地内の区間、(26)から(28)及び(30)の路線をいう。以下同じ。) 神奈川線(本文記1高速道路の路線名中、(20)、(24)、(25)のうち神奈川県横浜市金沢区並木三丁目から同県川崎市川崎区浮島町までの区間及び(31)から(35)の路線をいう。以下同じ。)及び埼玉線(本文記1高速道路の路線名中、(29)の路線をいう。以下同じ。)の通常料金の額は、それぞれ1回の通行につき、次のとおりとする。

大型車 [車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する大型特殊自動車をいう。)をいう。以下同じ。]

東京線にあつては1台につき 1,400円

神奈川線にあつては1台につき 1,200円

埼玉線にあつては1台につき 800円

普通車 (大型車以外の自動車をいう。以下同じ。)

東京線にあつては1台につき 700円

神奈川線にあつては1台につき 600円

埼玉線にあつては1台につき 400円

(2)(イ) 特定料金(1)の額

次の路線の各区間のみを通行する自動車については、記(1)の規定にかかわらず、当分の間、それぞれ1回の通行につき、大型車600円、普通車300円とする。

路線名		特定料金の徴収区間
東京線	都道首都高速1号線	東京都台東区北上野一丁目から同都中央区日本橋本町四丁目まで〔入谷出入口から本町出入口まで(上野出入口から本町出入口までを含む。〕。ただし、入谷出入口から本町出口方向へ通行する場合は、ETC車〔有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)(以下「建設省令」という。)第1条に規定する有料道路自動料金收受システム(以下「ETCシステム」という。)を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕に限る。〕
	都道首都高速1号線	東京都大田区平和島五丁目から同区羽田旭町まで〔平和島出入口から羽田出入口まで(平和島出入口から空港西出入口までを含む。〕
	都道首都高速4号線	東京都杉並区永福一丁目から同区上高井戸三丁目まで〔永福出入口から上高井戸三丁目まで(永福出入口から高井戸出入口までを含む。〕。ただし、上高井戸三丁目から永福出口方向へ通行する場合は、ETC車に限る。〕
	都道高速湾岸線及び神奈川県道高速湾岸線	神奈川県川崎市川崎区浮島町から東京都大田区羽田空港三丁目まで〔川崎浮島ジャンクションから空港中央出入口まで(川崎浮島ジャンクションから湾岸環八出入口までを含む。〕
神奈川線	神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線	神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から東京都大田区羽田旭町まで(大師出入口から羽田出入口まで)
	神奈川県道高速横浜羽田空港線、横浜市道高速1号線	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目から同市神奈川区三ツ沢西町まで〔みなとみらい出入口から三ツ沢西町まで(みなとみらい出入口から横浜駅東口出入口まで、みなとみらい出入口から横浜駅西口出入口まで及びみなとみらい出入口から三ツ沢出入口までを含む。〕。ただし、ETC車に限る。〕
	神奈川県道高速横浜羽田空港線、横浜市道高速1号線	神奈川県横浜市神奈川区神奈川二丁目から同区三ツ沢西町まで〔東神奈川出入口から三ツ沢西町まで(東神奈川出入口から横浜駅西口出入口まで及び東神奈川出入口から三ツ沢出入口までを含む。〕。ただし、ETC車に限る。〕
	神奈川県道高速湾岸線	神奈川県横浜市金沢区並木三丁目から同市磯子区杉田五丁目まで〔並木三丁目から杉田出入口まで(幸浦出入口から杉田出入口までを含む。〕。ただし、並木三丁目から杉田出口方向へ通行する場合は、ETC車に限る。〕

	神奈川県道高速湾岸線	神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで〔(東扇島出入口から川崎浮島ジャンクションまで)。ただし、E T C車に限る。〕
	川崎市道高速縦貫線	神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで〔(殿町出入口から川崎浮島ジャンクションまで)。ただし、E T C車に限る。〕
埼玉線	埼玉県道高速さいたま戸田線	埼玉県さいたま市南区曲本一丁目から同県戸田市美女木四丁目まで(浦和南出入口から美女木ジャンクションまで)
	埼玉県道高速さいたま戸田線	埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目から同市緑区大字三浦まで〔(産業道路出入口(仮称)から第二産業道路出入口(仮称)まで)。ただし、E T C車に限る。〕

(ロ) 特定料金(2)の額

次の路線の各区間のみを通行するETC車については、記(1)の規定にかかわらず、当分の間、それぞれ1回の通行につき、大型車1,000円、普通車500円とする。

路線名		特定料金の徴収区間
東京線	都道首都高速3号線	東京都目黒区大橋二丁目から同都世田谷区砧公園まで〔池尻出入口から砧公園まで(池尻出入口から三軒茶屋出入口まで及び池尻出入口から用賀出入口までを含む。〕〕
	千葉県道高速湾岸線	千葉県浦安市美浜三丁目から同県市川市高谷まで〔浦安出入口から高谷まで(浦安出入口から千鳥町出入口までを含む。〕〕
	埼玉県道高速葛飾川口線	埼玉県川口市本蓮一丁目から同市大字西新井宿まで〔新郷出入口から大字西新井宿まで(新郷出入口から安行出入口まで及び新郷出入口から新井宿出入口までを含む。〕〕
	埼玉県道高速足立三郷線	埼玉県八潮市大字大曾根から同県三郷市番匠免二丁目まで〔八潮南出入口から番匠免二丁目まで(八潮南出入口から八潮出入口まで及び八潮南出入口から三郷出入口までを含む。〕〕
神奈川線	横浜市道高速2号線	神奈川県横浜市南区高根町三丁目又は同市中区弥生町五丁目から同市保土ヶ谷区狩場町まで〔阪東橋出入口から狩場町まで(阪東橋出入口から花之木出入口まで及び阪東橋出入口から永田出入口までを含む。〕〕

(3) 環境ロードプライシング料金の額

神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで(東扇島出入口から川崎浮島ジャンクションまで)の区間又は川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで(殿町出入口から川崎浮島ジャンクションまで)の区間のいずれかの区間のみを通行するETC車のうち大型車(以下「ETC大型車」という。)の料金の額は、記(1)及び記(2)の規定にかかわらず、1回の通行につき600円とする。

二. 対距離料金の額

(1) 対距離料金の額

(イ) 1キロメートル当たりの料金

1キロメートル当たりの普通車の料金の額は、29.52円とする。

(ロ) 利用1回に対して課する基本料金

利用1回に対して課する普通車の基本料金の額は、200円とする。

(ハ) 大型車の料金

大型車の1キロメートル当たり料金及び利用1回に対して課する基本料金の額は、普通車の2倍とする。

(2) 適用方法

(イ) キロ程

入口、出口又は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社あるいは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部(以下「出入口等」という。)の間のキロ程は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入しない、出入口等相互間の最短経路により算出した距離とし、別添の

とおりとする。

(ロ) 1回の通行に係る料金の計算額

1回の通行に係る料金の計算額は、車種毎に出入口等間のキロ程に応じて、次の算式により算出する。

$$\text{料金の計算額} = L R + F \quad (\text{単位：円})$$

(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。

L：出入口等間のキロ程（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する基本料金の額（単位：円）

(ハ) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(ロ)に定める方法により算出した車種毎の出入口等間のキロ程に応じた額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

- (3) 対距離料金の額の適用に当たっては、社会経済情勢、ETCの普及状況、社会実験の結果等を勘案し、長距離利用者の負担軽減措置の導入など、料金の設定等について改めて検討し、見直しを行う。

三. 割引をする自動車及び割引率等

- (1) 障害者割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の又はの要件を満たすものとして、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く）で、会社が別に定めるもの。

手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く）で、会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード（建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が定めたETCシステム利用規程（平成17年10月1日）第2条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。〕又はETCパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行するETCカードをいう。以下

同じ。)と車載器(同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。)をともに使用する
場合に限る。

(D) 割引率

割引率は50%以下とする。

(2) 環境ロードプライシング割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

E T C大型車

(D) 割引率

割引率は20%とする。ただし、割引後の料金の額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもって、50円以上100円未満の端数があるときはこれを50円に切り下げた金額をもって徴収する料金の額とする。

(ハ) 適用区間

神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで(大黒ジャンクションから川崎浮島ジャンクションまで)及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで(殿町出入口から川崎浮島ジャンクションまで)の区間の一部を含む区間とする。ただし、神奈川線において通常料金を徴収する区間を通行する場合に限る。

(3) E T C前納割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

E T Cクレジットカード(ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

(D) 割引率

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500円	10,000円	約5%
58,000円	50,000円	約14%

(4) E T C曜日別時間帯別割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

E T C車

(D) 割引率

記(イ)の自動車については、下表の割引率を適用する。ただし、本割引の割引額に10円未満の端数があるときは、これを10円単位に四捨五入した額とする。

区分	時間帯	割引率
平日 (月曜日～金曜日)	11時以後15時前	10%
	18時以後22時前	
土曜日	11時以後15時前	10%
	18時以後22時前	
日曜日及び祝日	6時以後22時前	10%
夜間	22時以後6時前	10%

注) 祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日及び会社が別に定める日とする。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)への貸付料の支払いに支障のない範囲で、記に定める表について軽微な変更を行う場合、事前に国土交通大臣に届出する。

(5) E T C一般向け頻度割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

(ロ) 割引率

記(イ)の自動車が使用するE T Cカード1枚ごとの利用金額に対し、利用実績算出期間内における月間利用実績に応じて、下表の割引率を適用する。

月間利用実績区分	割引率
5千円以上1万円未満	1%
1万円以上3万円未満	2%
3万円以上5万円未満	4%
5万円以上7万円未満	6%
7万円以上	8%

記 に定める利用実績算出期間は、利用した月の前々月における1ヶ月間をいう。

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、記 に定める表について変更する場合、事前に国土交通大臣に届出する。

(6) E T C大口向け頻度割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、会社との契約に基づきE T Cシステム取扱道路管理者(六会社及び公社等をいう。)から貸与を受けたE T Cカード(以下「E T Cコーポレートカード」という。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

(ロ) 割引率

記(イ)の自動車が使用するE T Cカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表の割引率を適用する。

月間利用金額	割引率
5万円を超え、1万円までの部分	2%
1万円を超え、3万円までの部分	5%
3万円を超え、5万円までの部分	8%
5万円を超える部分	12%

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、記 に定める表について変更する場合、事前に国土交通大臣に届出する。

(7) E T C路線バス割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

E T Cコーポレートカード(ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする路線バス(乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。)

(ロ) 割引率

割引率は39%以下とする。

(8) 首都高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲において、以下のとおり割引を実施することができる。

(イ) 割引を適用する自動車

E T C車

(ロ) 割引率

割引率は50%以下とし、個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

(ニ) 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

(ホ) 事前の届出

個々の企画割引毎に上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出する。

(9) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(ロ) 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を限定する。

(ニ) 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(ホ) 事前の届出

個々の社会実験毎に上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出する。

(10) 割引相互間の適用関係

- (イ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、E T C前納割引又はE T C一般向け頻度割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。
- (ロ) E T C路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しない。
- (ハ) 環境ロードプライシング割引、E T C前納割引、E T C曜日別時間帯別割引、E T C一般向け頻度割引及びE T C大口向け頻度割引の重複適用関係は以下のとおりとする。

重複適用の有無

	環境 R P			…適用あり
前納		前納		x…適用なし
曜日別			曜日別	
一般		x		一般
大口		x		x 大口

(注) 「環境 R P」は環境ロードプライシング割引、「前納」はE T C前納割引、「曜日別」はE T C曜日別時間帯別割引、「一般」はE T C一般向け頻度割引、「大口」はE T C大口向け頻度割引をそれぞれ指す。

重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	環境ロードプライシング割引
2	E T C曜日別時間帯別割引
3	E T C前納割引、E T C一般向け頻度割引又はE T C大口向け頻度割引

〔2〕料金の徴収期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までとする。ただし、平成 18 年 4 月 1 日において、未供用の路線又は区間については、供用開始の日から平成 22 年 9 月 30 日までとする。

〔3〕その他

一. けん引自動車

けん引自動車(けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。)が、被けん引自動車(けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。) 1 台をけん引している場合には、1 台の自動車とみなす。被けん引自動車を 2 台以上けん引している場合には、2 台目以後の被けん引自動車について、1 台につき更に普通車の料金 1 台分を追徴する。

二. 乗継について

首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車又はE T Cシステムに当該通行実績を記録した自動車については、当分の間、これを 1 回の通行とみなす。

三. 実施期日

- (1) 首都高速道路の料金については、平成 20 年度における、会社が別に定める日以降は対距離料金の額を適用し、それまでは、均一料金の額を適用する。
- (2) 対距離料金の額の適用に当たっては、社会経済情勢、E T Cの普及状況、社会実験の結果等を勘案し、長距離利用者の負担軽減措置の導入など、料金の設定等について改めて検討し、見直しを行う。

以上

都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

										小菅JCT		加平
												2.2
												2.5
												4.7
												4.2
												-
												-
												4.3
												6.3
												-
												-
												10.4
												11.7
												12.5

						三郷JCT・三郷	
						-	
						4.1	
						8.0	
						10.2	
						12.7	
						12.2	
						-	
						12.3	
						14.2	
						-	
						18.4	
						19.7	
						20.5	

都道首都高速7号線

						京葉道路	
						-	
						-	
						4.0	
						7.8	
						10.6	

都道首都高速8号線

		東京高速道路株式会社線	
京橋JCT		0.5	

都道首都高速9号線

						辰巳JCT	
						2.0	
						2.5	
						6.6	
						4.4	
						5.6	

都道首都高速11号線

				有明JCT	
				-	
				3.9	

都道首都高速葛飾江戸川線

						葛西JCT	
						-	
						4.4	
						-	
						10.2	
						10.7	

都道首都高速晴海線

				有明東JCT (仮称)	
				0.9	
				2.2	

都道首都高速板橋足立線

						江北JCT	
						2.0	
						-	
						-	
						-	
						5.7	

都道首都高速品川目黒線

				大井JCT	
				5.9	
				9.4	

